平成２７年（フ）第１８５号
北海道稚内市中央４丁目８番23号
破産者　佐賀　雄策
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３８号
青森市大字高田字川瀬121番地７
破産者　岡元　真弓
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
宮城県石巻市鹿又字新内田62番地６
破産者　内海　勇樹
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第３号
宮城県石巻市鹿又字新内田62番地６
破産者　内海　智恵
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
金沢市春日町２番20号　クレアール春日103号
破産者　西村　昭彦
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１６号
静岡県静岡市清水区山原180番地の35
破産者　松田　恭明
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３８３号
静岡県浜松市西区呉松町3807番地の３
破産者　宮木　優子
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５３０号
静岡県掛川市宮脇906番地の６　あさひハイツＡ　201、申立時の住所静岡県牧之原市勝俣2388番地１　静波駿河台マンション　102
破産者　河守　大三（旧姓岩瀬）
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
静岡県浜松市東区西ケ崎町57番地の１
破産者　相方　孝行
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
静岡県浜松市東区西ケ崎町57番地の１
破産者　相方　勝子
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
滋賀県近江八幡市江頭町417番地１（208号）、開始決定時の住所大津市千町１丁目25番10号　201号室
破産者　勝浦　一樹
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０５号
大阪市東淀川区東淡路４丁目12番７号　ウエストハイツ302号、破産手続開始決定時の住所京都市左京区下鴨上川原町84番地　東本方
破産者　新原　秀典
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３０号
京都市中京区西ノ京中保町33番地、開始決定時の住所京都市中京区西ノ京大炊御門町２番地　ラムールウメダ202号
破産者　志賀　利貞
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地１棟404号、前住所京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地５棟502号
破産者　森口　康生
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
徳島県徳島市富田橋２丁目69番地　富田橋ハイツ201号、旧住所徳島県徳島市春日３丁目１番１―201号　プリマベーラ
破産者　西野　千晴
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１０３８号
東京都江戸川区中葛西１丁目２―26―201
破産者　梅津　　薫
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４５６号
東京都葛飾区白鳥４丁目10―３―402
破産者　新宅　幹雄
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５６２号
東京都江戸川区一之江５丁目22―13―202
破産者　田崎　虎矛
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部